

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 七〇三

公告
○河川整備基本方針を定めた件四件 七〇三
○落札者を決定した件 七〇四
○福島県選挙管理委員会 七〇四

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 七〇四

告示

福島県告示第八百七十三号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十七年十二月十五日救急病院として認定した。
平成二十七年十二月十八日

名称 福島西部病院
所在地 福島市東中央三一五
福島県知事 内堀雅雄
認定有効期限 平成三〇年一月一四日
(地域医療課)

公告

公告第二百八十九号
河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、河川整備基

本方針を次のとおり定めた。
この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十二月十八日

河川整備基本方針の名称 二級河川砂子田川水系河川整備基本方針
福島県知事 内堀雅雄
(河川計画課)

公告第二百九十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、河川整備基本方針を次のとおり定めた。
この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十二月十八日

河川整備基本方針の名称 二級河川滑津川水系河川整備基本方針
福島県知事 内堀雅雄
(河川計画課)

公告第二百九十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、河川整備基本方針を次のとおり定めた。
この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十二月十八日

河川整備基本方針の名称 二級河川弁天川水系河川整備基本方針
福島県知事 内堀雅雄
(河川計画課)

公告第二百九十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、河川整備基本方針を次のとおり定めた。
この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十二月十八日

河川整備基本方針の名称 二級河川神白川水系河川整備基本方針
福島県知事 内堀雅雄
(河川計画課)

公告第293号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年12月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
エックス線非破壊検査システムⅡ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
30,726,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年10月16日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十七年十二月九日現在において、次のとおりである。

平成二十七年十二月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	三二、一一五
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三〇〇、七一五
三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	

福 島 市	選 挙 区	七八、一二八
田 村 市 田 村 郡	選 挙 区	一八、八〇六

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	
一五、七三三	一一、九八六	二一、七六八	二六、一五四	三〇、一八三	九〇、九五〇	八八、七七八	三三、一一三	
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一八、三三四	一一、六一一	九、二六三	七、七〇六	六、四六三	七、九八九	一〇、六一六	二七、九四四	一九、七二〇